

日本土地家屋調査士会連合会へのお尋ね

日本土地家屋調査士会連合会のホームページには下記の案内が表示されておりますが、この業務に土地家屋調査士の資格が必要であるとの法律根拠はどこにあるの？。
法根拠がないのに行うの？。
土地家屋調査士会は請負契約が出来るの？
境界問題相談センターが認証を受けているの？、それとも土地家屋調査士会が認証を受けているの？
公法上の境界(筆界)は和解出来るの？
公法上の境界(筆界)は時効中断が出来るの？

是非、ご回答を願います。

記

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR法)では、法令で定める基準・要件を満たしているADR手続実施者を法務大臣が認証し、時効中断効等の法的効果の付与や、弁護士法第72条(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)の特例を認めるなど、利便性の向上を図っています。

全国の土地家屋調査士会では、この認証に向けて準備・検討を行い、各地の境界問題相談センターが続々と認証を受けており、日本土地家屋調査士会連合会も支援しています。
境界問題相談センターは、メディエーションによる「人に優しい解決」と認証を受けることによる「手続きの厳格性」により、安心して境界紛争を解決できる環境づくりに努めています。